

平成26年9月26日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）のうち、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）の一部改正等については、既に本年6月25日から施行され、その旨の周知を「『地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律』の一部の施行等について」（平成26年6月25日付、医政発0625第1号・社援発0625第1号・老発0625第1号）において、お願いしたところです。

医療介護総合確保推進法のうち、①医療法（昭和23年法律第205号）の一部改正（病床機能報告制度に関する規定、医療従事者の確保等に関する規定）、②外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）の一部改正（臨床修練及び臨床教授等に関する規定）、③良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）の一部改正（持分なし医療法人への移行に関する計画についての厚生労働大臣の認定に関する規定）等については、本年10月1日から施行されます。

これに伴い、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（平成26年政令第314号。以下「整備政令」という。）及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成26年厚生労働省令第108号。以下「整備省令」という。）が本年9月25日付けで公布され、また、「医療法施行規則第30条の33の6第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法を定める件」（平成26年厚生労働省告示第362号。以下「報告方法告示」という。）が本年9月25日付けで告示され、さらに、「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針を定める件」（平成26年厚生労働省告示第376号。

以下「勤務環境改善告示」という。)が本日付けで告示されました。

これらの趣旨、内容等は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、管下の政令指定都市、保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 病床機能報告制度に関する規定

1 病床の機能の区分

医療法第30条の12第1項の「病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分」の名称及び内容は、以下の通りとすること。(整備省令第1条の規定による改正後の医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「新規則」という。)第30条の33の2関係)

- (1) 高度急性期機能(急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、診療密度の特に高い医療を提供する機能をいう。)
- (2) 急性期機能(急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能((1)に該当するものを除く。)をいう。)
- (3) 回復期機能(急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた、医療又はリハビリテーションの提供を行う機能(急性期を経過した脳血管疾患、大腿骨頸部骨折その他の疾患の患者に対し、ADL(日常生活における基本的動作を行う能力をいう。)の向上及び在宅復帰を目的としたリハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む。)をいう。)
- (4) 慢性期機能(長期にわたり療養が必要な患者(長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む。)、筋ジストロフィー患者、難病患者その他の疾患の患者を含む。)を入院させる機能をいう。)

2 報告事項

一般病床又は療養病床を有する病院又は診療所(以下「病床機能報告対象病院等」という。)の管理者は、以下の事項を報告するものとする。

(1) 病床の機能

- ① 基準日(報告を行う日の属する年の7月1日)における病床の機能(医療法第30条の12第1項第1号及び新規則第30条の33の3関係)
- ② 基準日から6年間が経過した日における病床の機能の予定(以下「基準日後病床機能」という。)(医療法第30条の12第1項第2号及び新規則第30条の33の4関係)

(2) 病床の機能以外の報告事項

- ① 病床機能報告対象病院等に入院する患者に提供する医療の内容（医療法第30条の12第1項第3号及び報告方法告示の表第1欄第5号から第14号まで関係）
- ② 構造設備及び人員の配置その他必要な事項（医療法第30条の12第1項第4号、新規則第30条の33の5及び報告方法告示の表第1欄第3号及び第4号関係）

3 報告方法

- (1) 病床機能報告対象病院等の管理者は、1年に1回、10月1日から同月31日までに報告を行うものとする。こと。（新規則第30条の33の6第1項関係）
ただし、平成26年の報告については、10月1日から11月14日までに報告を行うものとする。こと。（整備省令附則第2項関係）
- (2) 病床機能報告対象病院等の管理者は、報告方法告示の表第1欄に掲げる報告内容（病床の機能、構造設備及び人員の配置その他必要な事項、入院患者に提供する医療の内容）に応じ、同表の第2欄に掲げる報告単位（病棟、病院又は診療所）を基本として、同表の第3欄に掲げる報告方法（ファイル等に記録する方法、レセプト情報による方法）により、報告を行うものとする。こと。（新規則第30条の33の6第1項及び報告方法告示関係）
- (3) 上記(2)の「ファイル等に記録する方法」とは、厚生労働大臣の委託を受けて報告の内容その他の必要な情報について管理及び集計を行う者（以下「受託者」という。）を経由する方法（当該受託者への報告は、インターネット上で報告する方法、CD-R等の電子記録媒体を郵送する方法、書面を交付する方法により行うものとする。）をいうものとする。こと。（新規則第30条の33の6第2項関係）
- (4) 上記(2)の「レセプト情報による方法」とは、受託者を経由する方法（当該受託者への報告は、病床機能報告対象病院等が提出する電子レセプトデータによる情報から、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）の枠組みを活用して行われるものとする。）をいうものとする。こと。（新規則第30条の33の6第3項関係）

4 報告事項の変更

- (1) 病床機能報告対象病院等の管理者は、地域における医療の需要の実情その他の実情を踏まえ、報告した基準日後病床機能と異なる病床の機能に係る医療の提供が必要と判断したときには、速やかに、当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に、基準日後病床機能の変更を報告する

ものとする。こと。（医療法第30条の12第2項及び新規則第30条の33の7第1項関係）

(2) 上記(1)の変更の報告については、報告方法告示で定めるところによるものとする。こと。（新規則第30条の33の7第2項関係）

5 厚生労働大臣による情報提供の求め

厚生労働大臣は、地域における病床の機能の分化及び連携等に関する基本的な事項を定めるために必要があると認めるときは、病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、受託者を經由して、ファイル等に記録する方法又はレセプト情報による方法により受託者に報告された情報の提供を求めものとする。こと。（医療法第30条の3の2及び新規則第30条の27の2関係）

6 国の開設する病院等の特例

刑事施設等の中に設けられた病院又は診療所及び皇室用財産である病院又は診療所（宮内庁病院）については、病床機能報告制度に関する医療法の規定は、適用しないものとする。こと。（整備政令第1条の規定による改正後の医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条第2項及び第3項関係）

第二 医療従事者の確保等に関する規定

1 医療従事者の勤務環境の改善に関する事項

(1) 都道府県が、医療従事者の勤務環境の改善に関する事務の全部又は一部を委託することができる「厚生労働省令で定める者」について、当該事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者とする。こと。（医療法第30条の15第2項及び新規則第30条の33の8関係）

(2) 病院又は診療所における医療勤務環境改善マネジメントシステム（病院又は診療所において、医療従事者の勤務環境の改善に関して、①管理者による改善方針の表明、②勤務環境改善の実施に係る体制の整備、③勤務環境に関する現状の分析、改善目標の設定、改善計画の作成、④改善計画の実施、⑤改善目標の達成状況及び改善計画の実施状況の評価、⑥評価の結果を踏まえた改善目標及び改善計画等の見直しを体系的かつ継続的に実施する、一連の自主的活動に関する仕組みをいう。）の実施に関し、各段階で取り組むべき事項を示すこと。

また、勤務環境改善告示第2条第2号に規定する厚生労働省医政局長が定める手引書は、「医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き」（平成26年3月「医療従事者の勤務環

境の改善に向けた手法の確立のための調査・研究班」とすること。（勤務環境改善告示関係）

2 地域における医師の確保に関する事項

都道府県が、病院及び診療所における医師の確保を図るための事務の全部又は一部を委託することができる「厚生労働省令で定める者」について、当該事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者（ただし、職業紹介事業又は労働者派遣事業の事務を委託する場合にあっては、あらかじめ、当該事業の許可を受け又は届出書を提出した者に限る。）とすること。（医療法第30条の19第3項及び新規則第30条の33の10関係）

第三 臨床修練及び臨床教授等に関する規定

1 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行令（昭和62年政令第363号）の一部改正（整備政令第2条関係）

（1）題名に関する事項

題名を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行令」に改正すること。

（2）手数料に関する事項

臨床教授等の許可の申請並びに臨床修練及び臨床教授等の許可の有効期間の更新の申請に当たって納付する手数料の額を、現行の臨床修練の許可申請に係る手数料の額と同様、15,300円（電子情報処理組織を使用する場合にあっては、15,100円）と定めること。

2 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則（昭和62年厚生省令第47号）の一部改正（整備省令第2条関係）

（1）題名に関する事項

題名を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則」に改正すること。

（2）臨床修練病院等の指定に関する事項

臨床修練病院等の指定を受けることができる診療所は、臨床修練病院等の指定を受けている病院と緊密な連携体制が確保された診療所とし、指定を受けるに当たっては、連携する病院の管理者による同意書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。

（3）臨床教授等病院の指定に関する事項

臨床教授等病院の指定を受けることができる病院として、①大学附属病

院、②特定機能病院、③国立高度専門医療研究センター、④臨床教授等病院の指定を受けている病院と緊密な連携体制が確保された病院を定めるとともに、④の病院が指定を受けるに当たっては、連携する病院の管理者による同意書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。

(4) 臨床教授等の実施状況の報告に関する事項

臨床教授等病院の長は、毎年4月30日までに、その前年度の臨床教授等の実施状況を厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。

(5) 入国前に臨床修練等の許可を受けることができる者に関する事項

本邦に入国する前に臨床修練又は臨床教授等の許可を受けることができる者として、在留資格認定証明書が交付されている者を定めること。

(6) 臨床教授等許可証に関する事項

臨床教授等許可証の様式を定めるとともに、臨床教授等外国医師等が臨床教授等を行うときの臨床教授等許可証の着用義務を定めること。

(7) 各種申請手続に関する事項

①臨床教授等の許可の申請手続、②臨床修練及び臨床教授等の許可の有効期間に係る更新の申請手続、③臨床教授等許可証の書換え交付及び再交付の申請手続として、申請書の様式や必要な添付書類等を定めること。

(8) 総括臨床教授等責任者に関する事項

臨床教授等病院の長は、当該病院における臨床教授等の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、臨床教授等責任者のうちから1人を総括臨床教授等責任者として選任するものとする。

第四 持分なし医療法人への移行に関する計画に係る厚生労働大臣の認定に関する規定

1 持分なし医療法人へ移行する際の、①移行計画に関する厚生労働大臣の認定の申請手続、②移行計画の変更に関する厚生労働大臣の認定の申請手続として、申請書の様式や必要な添付書類等を定めること。（新規則附則第56条から第58条まで関係）

2 厚生労働大臣が移行計画の認定を取り消すことができる場合として、不正の手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき等を定めること。（新規則附則第59条関係）

3 移行計画の認定を受けた医療法人は、認定を受けた日から起算して1年を経過するごとの日から3ヶ月を経過するまでに計画の実施状況を厚生労働大

臣に報告するほか、移行計画の認定を受けた旨等の定款の変更の認可を受けた場合又は出資者の持分の放棄その他の処分があった場合は、当該認可又は処分の日から3ヶ月を経過するまでにその旨を厚生労働大臣に報告することとし、報告書の様式や必要な添付書類を定めること。（新規則附則第60条関係）

第五 その他

1 厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）の一部改正（整備政令第2条関係）

医政局医事課及び医政局歯科保健課の所掌事務として、外国医師の臨床教授等及び外国歯科医師の臨床教授等に関する事務をそれぞれ加えること。

2 厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）の一部改正（整備省令第6条関係）

医政局医事課試験免許室の所掌事務として、臨床教授等に関する事務を加えること。

3 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）の一部改正（整備省令第4条関係）

臨床教授等の許可を受けた外国医師及び外国歯科医師が記載する診療録について、電磁的方法による保存を認めるものとする。

医政発 0910 第 12 号
平成 26 年 9 月 10 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

病床機能報告制度専用ホームページの立上げ及び疑義照会窓口の設置等について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）において、病床機能報告制度を本年 10 月 1 日より施行することとしています。

現在、施行に向けて、準備を進めているところですが、病床機能報告対象医療機関（一般病床又は療養病床を有する病院又は診療所）からの本制度に係る疑義照会に対応するため、下記のとおり、疑義照会窓口を設置するとともに、9 月 10 日（水）に、厚生労働省ホームページ上に、本制度専用ページを立ち上げましたので、お知らせいたします。

また、本制度に係る今後のスケジュール（予定）については、別紙 1 のとおりとなっておりますので、併せて、お知らせいたします。

なお、上記の疑義照会への対応、「全国共通サーバ」（注）の整備と病床機能報告対象医療機関から提出される情報の集計・確認等の本制度の実施に係る業務について、厚生労働省からみずほ情報総研株式会社に委託することとなりましたので、御了知願います。

（注）法律上、病床機能報告対象医療機関は都道府県知事に報告することとなっておりますが、病床機能報告対象医療機関及び都道府県の負担を軽減するため、厚生労働省が「全国共通サーバ」を整備することとし

ています。病床機能報告対象医療機関は「全国共通サーバ」へ提出することをもって、都道府県知事への報告となります。

また、本制度では、病棟単位での看護師等の医療従事者数は報告項目となっていますが、病院の医師数は報告項目には含めておらず、既存の医療機能情報提供制度により、医療機関から都道府県に報告されている医師数の情報を活用することとしています。医療機関が担っている医療機能を把握・分析する上で、医師数も重要な情報の一つでありますので、別紙2のとおり、既存の医療機能情報提供制度による医師数の都道府県への報告及び既に報告した医師数に変更があった場合の内容の更新について、関係団体の長宛て、周知をお願い申し上げますので、御了知ください。

以上につきまして、貴職におかれては御了知の上、貴管下の医療機関及び関係団体等への周知をお願いいたします。

記

【病床機能報告制度 疑義照会窓口】

メール：byousyoukinou@mizuho-ir.co.jp

FAX：0120-880-124 [24時間受付]

電話：0120-110-264 [平日9:00～17:00]

【病床機能報告制度専用ページ】

URL：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

(厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療
>医療>病床機能報告)

病床機能報告制度 スケジュール

時 期	予 定
9月10日	<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生労働省 HP 上に病床機能報告制度専用ページ立上げ ● 同ページ上に以下が掲載され次第、医療機関において報告データの作成・保存可能 <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告マニュアル（ウェブサイトの使い方） ・ 報告様式（Excel ファイル） ・ 記入要領 ● 疑義照会窓口立上げ ● 紙媒体提出希望の受付開始 <p>※ インターネット環境がない又は紙レセプトによる診療報酬請求を行っている医療機関等が対象</p>
9月19日 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 病床機能報告対象医療機関（一般病床または療養病床を有する病院または診療所）に対して、委託業者より以下を発送 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関 ID や疑義照会窓口等を記載した文書 ・ 報告マニュアル ● 紙媒体提出希望のあった医療機関に対し、紙様式を発送
10月1日～ 11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関から報告データの提出受付 <p>※ 提出方法は以下のいずれかから、医療機関ごとに選択する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 電子記録媒体（CD-R 等）の郵送 ② 電子ファイルを専用ページ上へアップロード ③ 紙媒体の郵送 <p>※ 並行して、全国共通サーバにおいて NDB から病院ごとの医療内容に関する項目を集計</p>
11月第3週 ごろ	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託業者より NDB の枠組みを活用して集計した医療内容に関する項目の確認用データを発送
11月28日 まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託業者より <ul style="list-style-type: none"> ・ 未提出医療機関があれば督促 ・ データに不備がある医療機関へ修正依頼
12月12日 発送予定	<ul style="list-style-type: none"> ● NDB の枠組みを活用して集計した医療内容に関する項目に修正・追加がある医療機関は返信
12月19日 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託業者は、レセプト情報の確認結果を踏まえた集計結果を都道府県に提供 <p style="font-size: 2em;">{</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、未提出医療機関があれば督促 ・ 未提出医療機関によるデータ提出は引き続き受け付けるが、12月中旬をメドにそれまでに提出されたデータを集計し、未提出医療機関リストとともに都道府県に提供 <p style="font-size: 2em;">}</p>
12月19日 以降	<ul style="list-style-type: none"> ● 12月下旬以降、必要に応じて、都道府県において未提出医療機関への督促
3月2日 まで (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託業者より以下を都道府県へ送付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最終版の報告データ <p>※ 11月14日以降提出されたデータのうち、2月中旬ごろまでに提出されたものは最終版データに反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最終的な未提出医療機関リスト

医政発 0910 第 13 号
平成 26 年 9 月 10 日

別記団体の長 へ

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

病床機能報告制度専用ホームページの立上げ及び疑義照会窓口の設置等について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）において、病床機能報告制度を本年 10 月 1 日より施行することとしています。

現在、施行に向けて、準備を進めているところですが、病床機能報告対象医療機関（一般病床又は療養病床を有する病院又は診療所）からの本制度に係る疑義照会を受け付けるため、下記 1 のとおり、疑義照会窓口を設置するとともに、9 月 10 日（水）に、厚生労働省ホームページ上に、本制度専用ページを立ち上げましたので、お知らせいたします。

また、本制度に係る今後のスケジュール（予定）については、別紙のとおりとなっておりますので、併せて、お知らせいたします。

なお、上記の疑義照会への対応、「全国共通サーバ」（注）の整備と病床機能報告対象医療機関から提出していただく情報の集計・確認等の本制度の実施に係る業務について、厚生労働省からみずほ情報総研株式会社に委託することとなりましたので、御了知願います。

（注）法律上、病床機能報告対象医療機関は都道府県知事に報告することとなっておりますが、病床機能報告対象医療機関及び都道府県の負担を軽減するため、厚生労働省が「全国共通サーバ」を整備することとしています。病床機能報告対象医療機関は「全国共通サーバ」へ提出することをもって、都道府県知事への報告となります。

また、下記2のとおり、医師数に関する情報については、既存の医療機能情報提供制度により医療機関から都道府県へ御報告いただくこととなっております。

貴職におかれましては、本事務連絡の内容を御確認の上、貴会会員に対して周知方お願いいたします。

記

1. 疑義照会窓口及び専用ページの設置について

【病床機能報告制度 疑義照会窓口】

メール：byousyoukinou@mizuho-ir.co.jp

FAX：0120-880-124 [24時間受付]

電話：0120-110-264 [平日9:00～17:00]

【病床機能報告制度専用ページ】

URL：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

(厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療
>医療>病床機能報告)

2. 医療機能情報提供制度による医師数の報告及び内容の更新について

- 本制度では、病棟単位での看護師等の医療従事者数については報告していただくこととしていますが、病院の医師数は報告項目には含めておらず、既存の医療機能情報提供制度により、医療機関から都道府県に報告されている医師数の情報を活用することとしています。
- 医療機関が担っている医療機能を把握・分析する上で、医師数も重要な情報の一つでありますので、既存の医療機能情報提供制度による医師数の都道府県への報告及び既に報告した医師数に変更があった場合の内容の更新について、貴会会員に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

(別記)

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本病院会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 全国公私病院連盟
一般社団法人 国立大学附属病院長会議
一般社団法人 日本慢性期医療協会
独立行政法人 国立病院機構
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康福祉機構
独立行政法人 国立がん研究センター
独立行政法人 国立循環器病研究センター
独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター
独立行政法人 国立国際医療研究センター
独立行政法人 国立成育医療研究センター
独立行政法人 国立長寿医療研究センター

日本赤十字社
社会福祉法人 恩賜財団済生会
全国厚生農業協同組合連合会
社会福祉法人 北海道社会事業協会

国家公務員共済組合連合会

国立療養所松丘保養園
国立療養所東北新生園
国立療養所栗生楽泉園
国立療養所多磨全生園
国立駿河療養所
国立療養所長島愛生園

国立療養所邑久光明園
国立療養所大島青松園
国立療養所菊池恵楓園
国立療養所星塚敬愛園
国立療養所奄美和光園
国立療養所沖繩愛楽園
国立療養所宮古南静園

防衛省人事教育局衛生官
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室
独立行政法人国立印刷局

一般病床・療養病床を有する病院・診療所の皆様

報告期間は
10月1日(水)～
11月14日(金)
です

病床機能報告制度のスケジュール

9月10日から

- ・ 病床機能報告制度
専用ホームページ立上げ
(報告様式(Excel)等を掲載)

厚生労働省「平成26年度病床機能報告」事務局
(委託先:みずほ情報総研株式会社)
疑義照会・紙媒体提出希望窓口
byousyoukinou@mizuho-ir.co.jp
FAX: 0120-880-124 [24時間受付]
電話: 0120-110-264 [平日9:00～17:00]

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

- ・ 疑義照会窓口立ち上げ
- ・ 紙媒体の郵送による報告を希望する医療機関を受け付ける
窓口立上げ
(インターネット環境にない、又は紙レセプトによる診療報酬請求を
行っている医療機関等)
※ 連絡先は上記の疑義照会窓口と同一です。

9月第3週

- ・ 報告マニュアル等を全ての対象医療機関に発送

随時

- ・ 紙媒体での報告を希望する医療機関に対して、紙媒体の
報告様式を発送

10月1日(水)～11月14日(金)

- ・ 報告様式の提出受付
(①電子記録媒体の郵送／②電子ファイルを専用ページ上へアップロード
／③紙媒体の郵送 のいずれか)

11月第3週ごろ

- ・ 電子レセプトデータを集計したものを各医療機関宛に発送
(公費負担医療等の追加の必要があれば12月12日(金)までに返送くださ
い。)

未

医政総発1002第1号
平成26年10月2日

各 都道府県 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

病床機能報告制度における医療機能情報提供制度を通じた
医師数の把握について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）第30条の12に基づく病床機能報告制度が本年10月1日より施行されたところ です。

「病床機能報告制度専用ホームページの立上げ及び疑義照会窓口の設置等について」（平成26年9月10日付け医政発0910第12号厚生労働省医政局長通知）においてお示ししたとおり、本制度では看護師等の医療従事者数は病棟単位で各医療機関から報告いただくこととしておりますが、病院の医師数は報告項目に含めておらず、既存の医療機能情報提供制度により都道府県において収集された情報を活用することとしたところ です。

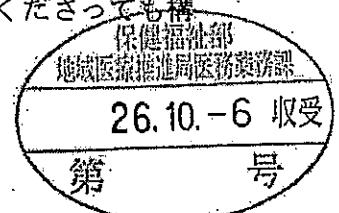
つきましては、下記のとおり各医療機関の医師数に係るデータをご提供くださいますようお願いいたします。

記

○ 方法

Excelファイル又はCSV形式で、電子記録媒体（CD-R、DVD-R、DVD+R、DVD±Rのいずれか）に保存の上、簡易書留等により「平成26年度病床機能報告」事務局あてご郵送ください。

※ 添付ファイルの容量が小さい場合はメールに添付してお送りくださっても構いません。



○ ご提供いただきたい情報

病院及び有床診療所の

- ・ 各地方厚生（支）局から付与された医療機関コード（当該コードを付して医療機関を管理している場合のみ）
- ・ 名称
- ・ 郵便番号、住所
- ・ 電話番号
- ・ 医師数（医療機関単位。病棟ごとに集計していただく必要はありません。）

※ これらの情報が1医療機関につきExcelファイル又はCSVの1行ずつに収められていない場合は、事務局において加工の必要がありますのでお早めにご提出くださいますようお願いいたします。

○ 注意事項

各都道府県において医師数を含む情報を、毎年ある一定の日において収集している場合は、その時点における情報をご提出いただければ結構です（7月1日時点や10月1日時点の医師数を収集し直していただく必要はありません）。

○ 期限

平成26年10月31日（金）

※ 各都道府県において医療機関に付しているコードが統一されていないため、事務局において大半の統合作業を目視で行う必要があると考えられます。短い期限とはなっておりますが、ご協力のほどよろしく申し上げます。

○ 郵送先

厚生労働省「平成26年度病床機能報告」事務局

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエア7階
みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部内

※ メールにExcelファイル等を添付して送付する場合は、
byousyoukinou@mizuho-ir.co.jp
あてにお送りください。

【本件についての照会先】
厚生労働省医政局総務課 企画法令係
櫻場・関口
03-5253-1111（内線 2518, 4102）

以上

医政支発0926第1号
平成26年9月26日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
（公 印 省 略）

社団たる医療法人と財団たる医療法人の合併について

医療法人の合併については、医療法（昭和23年法律第205号）第57条等に基づき、各都道府県において運用されているところであるが、本年6月25日に公布された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）のうち医療法人の合併に関する規定については、本年10月1日から施行されることとなった。これに伴い、「医療法人の合併について（平成24年医政指発第0531第2号厚生労働省医政局指導課長通知）」の一部を別添のとおり改正し、平成26年10月1日から適用することとしたので、御了知の上、適正な運用に努められたい。



医政医発0930第6号
保医発0930第2号
平成26年9月30日

地方厚生（支）局医療課長 殿
都道府県医務主管部（局）長 殿
都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管（部）長 殿



厚生労働省医政局医事課長
（公印省略）
厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の一部改正の施行等について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）により、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」（昭和62年法律第29号）の一部が改正され、本年10月1日から施行されます。

これに伴い、本年9月25日に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（平成26年政令第314号）及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成26年厚生労働省令第108号）により、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行令」（昭和62年政令第363号）及び「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則」（昭和62年厚生省令第47号）の一部が改正され、本年10月1日から施行することとなっています。

これらの改正内容については、別添の「「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行について」（平成26年9月26日医政発0926第5号）により、厚生労働省医政局長から都道府県知事宛てに通知されたところですが、これに関する留意事項は下記のとおりですので、貴職におかれましては、その内容を御了知いただくとともに、貴管下の市町村（特別区を含む。）、医療機関、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第一 臨床教授等を行う外国医師及び外国歯科医師の在留資格の取扱い

入国管理当局における、臨床教授等を行う外国医師及び外国歯科医師の「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）に規定する在留資格の取扱いについては、次のとおりであること。

- ① 教授、講師等の身分で大学等に就業する場合にあつては、「教授」の在留資格が決定されること。
- ② 研究を行う者として病院等に就業する場合にあつては、「研究」の在留資格が決定されること（①に該当する場合を除く。）。
- ③ ①又は②以外の就業の場合にあつては、「技術」の在留資格が決定されること。

なお、これらの在留資格を決定された外国医師又は外国歯科医師が、臨床教授等を行うことに伴い、報酬の支給を受けた場合でも、資格外活動許可を受けることは不要であること。

第二 外国医師及び外国歯科医師が臨床教授等を行うときの診療報酬請求の取扱い

臨床教授等の許可を受けた外国医師及び外国歯科医師は、保険医の登録を受けることができないが、当該外国医師又は外国歯科医師が行う診療であっても、次のいずれの要件にも該当する場合には、保険医が行う診療とみなして、診療報酬請求を認めるものとする。

- ① 当該外国医師又は外国歯科医師に対し、保険医が関係法令及び通知において定める診療報酬請求上のルールに関して実地に指導監督する等の体制が確保されていること。
- ② 当該診療について、当該保険医が診療録への署名を行うこと。

第三 臨床教授等の許可を申請する際の添付書類について

外国医師又は外国歯科医師が臨床教授等の許可を申請する際には、「臨床教授等を行うのに必要な医学又は歯科医学に関する知識及び技能を有することを証する書類」を添付しなければならないが、この書類としては、当該外国医師又は外国歯科医師が所属する外国の病院等及び日本の受入病院が作成する推薦書等を想定していること。

なお、この書類において、当該外国医師又は外国歯科医師が保有する学位、専門医資格等を明らかにすることが望ましいこと。

医政総発1001第1号

平成26年10月1日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

（公 印 省 略）

医療従事者の勤務環境の改善等に関する事項の施行について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号。以下「法」という。）については、本年6月25日に公布されたところですが、法第3条による医療法（昭和23年法律第205号）の一部改正により、医療従事者の勤務環境の改善等に関する事項について、本日から施行されます。

これに伴い、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成26年厚生労働省令第108号。以下「整備省令」という。）が本年9月25日に公布され、また、「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針を定める件」（平成26年厚生労働省告示第376号。以下「指針」という。）が本年9月26日に告示されるとともに、その周知について、

「「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行について」（平成26年9月26日付 医政発0926第5号）において依頼しました。

本年10月1日から施行される医療従事者の勤務環境の改善等に係る医療法及び整備省令の関係規定並びに指針の趣旨、内容、留意事項等は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、管下の政令指定都市、保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。



記

第一 趣旨及び概要

医師や看護職員をはじめとした医療従事者の確保を図るためには、病院又は診療所（以下「医療機関」という。）の主体的な取組を通じて、労務管理面のみならず、ワーク・ライフ・バランスなどの幅広い観点を視野に入れた勤務環境改善の推進による「医療従事者の離職防止・定着対策」を講ずる必要がある。今回の改正は、こうした観点から、

- (1) 医療機関の管理者は、医療従事者の勤務環境の改善等の措置を講ずるよう努めなければならないものとし、厚生労働大臣は、そのための指針となるべき事項を定めるものとする（医療法第30条の13及び第30条の14関係。平成27年4月1日以降は第30条の19及び第30条の20）。
- (2) 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善に関する相談、情報の提供及び助言等の援助その他の医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援に関する事務を実施するよう努めるものとし、それらの事務を実施するための拠点としての機能の確保に努めるものとする（医療法第30条の15関係。平成27年4月1日以降は第30条の21）。

等の規定を医療法に設け、これらを通じて、医療従事者の勤務環境の改善を促進するものである。

第二 内容及び留意事項等

- 1 医療機関の管理者の責務（医療法第30条の13関係。平成27年4月1日以降は第30条の19）

医療機関の管理者は、当該医療機関に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならないこと。

具体的には、第二の2の厚生労働大臣が定める指針に基づき、PDCAサイクルにより計画的に勤務環境改善の具体的な取組を行うよう努めること。

- 2 厚生労働大臣が定める指針（医療法第30条の14関係。平成27年4月1日以降は第30条の20）

厚生労働大臣は、医療従事者の勤務環境の改善のために医療機関の管理者が講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るための指針を定め、これを公表するものとする。

本規定に基づき、医療機関における医療勤務環境改善マネジメントシス

テム（医療機関において、医療従事者の勤務環境の改善に関して、①管理者による改善方針の表明、②勤務環境改善の実施に係る体制の整備、③勤務環境に関する現状の分析、改善目標の設定、改善計画の作成、④改善計画の実施、⑤改善目標の達成状況及び改善計画の実施状況の評価、⑥評価の結果を踏まえた改善目標及び改善計画等の見直しを体系的かつ継続的に実施する、一連の自主的活動に関する仕組みをいう。以下同じ。）の実施に関し、各段階で取り組むべき事項を示した「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針」（平成26年厚生労働省告示第376号）を告示したものであること。

「「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行について」（平成26年9月26日付・医政発0926第5号）で示したとおり、指針第2条第2号に規定する厚生労働省医政局長が定める手引書は、「医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き」（平成26年3月厚生労働省「医療従事者の勤務環境の改善に向けた手法の確立のための調査・研究班」）とし、医療機関の管理者が、指針に基づき医療従事者の勤務環境の改善のための具体的な措置を講ずるに当たっては、手引書を参考にすること。なお、手引書については、今後必要に応じて更新されることに留意いただきたいこと。

3 都道府県の事務等（医療法第30条の15関係。平成27年4月1日以降は第30条の21）

① 医療従事者の勤務環境の改善を促進するために都道府県が実施する事務（第30条の15第1項関係）

都道府県は、医療機関の勤務環境改善に関する相談に応じ、必要な情報提供、助言その他の援助、調査及び啓発活動その他の必要な支援を行うなど、医療従事者の勤務環境改善の促進に努めること。

都道府県は、医療計画及び地域医療構想の策定を行うなど、地域の医療提供体制の確保に関する主要な役割を担う主体であり、こうした取組の一環として、医療従事者の勤務環境の改善についても、効果的な取組を実施することが求められているところである。例えば、様々な医師・看護職員確保関連の対策（地域医療支援センター、ナースセンターの運営等）をはじめとした都道府県の医療行政が担う各種施策と医療機関の勤務環境改善に関する施策を連携させるなど、地域の実情に応じた効果的な取組を実施いただきたいこと。

② 事務の委託（第30条の15第2項関係）

都道府県は、第二の3①の事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができるものであること。

「厚生労働省令で定める者」とは、整備省令において、当該事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者とされていること。具体的には、地域において医療に関する公益的な事業を実施する非営利法人等こうした事務を適切に実施する能力を有する法人が考えられるものであること。

③ 医療勤務環境改善支援センター（第30条の15第3項関係）

都道府県又は都道府県から委託を受けた者は、第二の3①の事務を実施するに当たり、医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点としての機能（「医療勤務環境改善支援センター」（以下「支援センター」という。）の確保に努めるものとする。

（1）支援センターの設置形態

支援センターについて、都道府県が直営で設置する場合と、第二の3②により法人に委託する場合のいずれの場合においても、都道府県は、支援センターの運営に主体的かつ適切に関与すること。なお、いずれの場合においても、第二の3③（3）に記載する医療勤務環境改善支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置し、これに、都道府県の医師会、看護協会、病院団体、社会保険労務士会、医業経営コンサルタント協会、都道府県労働局等の関係団体・関係機関の参画を得るなどして、支援センターが地域の関係者の主体的な関与の下に運営されるよう配慮すること。

（2）支援センターの事業内容

ア 医療勤務環境改善マネジメントシステムの活用促進

支援センターにおいては、指針等に基づき、医療勤務環境改善マネジメントシステムについて、可能な限り、多くの医療機関が活用し、その勤務環境の改善に向けた自主的な取組が促進されるよう、地域の関係者と連携し、医療機関に対する周知と支援を図るものとする。

イ 支援の基本方針

医療勤務環境改善マネジメントシステムによる各医療機関の取組を効果的に実施するためには、医療機関による自主性をもった改善

活動が不可欠となる。そのため、各医療機関の管理者や医療従事者が勤務環境を改善する目的意識を共有し、参加型の改善システムによりPDCAサイクルによる取組を進めることが必要であること。

また、医療勤務環境改善マネジメントシステムは、勤務環境の改善が必要と考えられる特定の医療機関のみを対象とする趣旨の制度ではなく、できる限り多くの医療機関を対象として、恒常的に勤務環境の改善と向上が図られるプロセスの実施を目指すものであること。

ウ 支援の実施体制

支援センターにおいては、勤務環境改善に取り組む医療機関の多様なニーズに応えられるよう、ワンストップによる専門的・総合的な相談支援体制を構築することが望ましいことから、次に掲げる専門スタッフの配置など適切な体制の確保を図られたいこと。

また、医療労務管理アドバイザーの配置による労務管理に関する相談支援体制の構築については、都道府県労働局が実施する委託事業が担うこととしており、支援センターの運営に当たっては、これと一体的に運営を行っていただきたいこと。

なお、支援センターについては、例えば、他の医療関係の業務を行う拠点等と一体的に設置・運営するなど、地域の実情に応じた柔軟な形態で実施することも差し支えないものであり、より効果的な支援が行える体制を検討いただきたいこと。その場合においても、医療機関から医療勤務環境改善の支援拠点であることが認識できるよう、「医療勤務環境改善支援センター」である旨を明示することが望ましいものであること。

・ 医業経営アドバイザーの配置

医療機関の勤務環境改善に対する支援に当たっては、経営面の助言が不可欠であり、診療報酬面、医療制度・医事法制面、組織マネジメント・経営管理など医業経営に関する専門知識を有するアドバイザー（医業経営アドバイザー）を配置することが求められること。

なお、医業経営アドバイザーの配置等の所用経費については、消費税を財源として各都道府県に創設される「地域医療介護総合確保基金」を積極的に活用願いたいこと。

・ 医療労務管理アドバイザーの配置

医療機関の勤務環境の改善に対する支援に当たっては、勤務シフトの見直し、労働時間管理、休暇取得促進、就業規則の作成・変更、

賃金制度の設計、安全衛生管理や福利厚生など労務管理面全般にわたる相談支援が不可欠となることから、社会保険労務士等の労務管理に関する専門知識を有するアドバイザー（医療労務管理アドバイザー）を配置することが求められること。

なお、医療労務管理アドバイザーの配置は、都道府県労働局の委託事業が担うこととなるため、都道府県労働局との連携・協議を行っていただきたいこと。

・ 地域の関係機関との連携体制の構築（運営協議会の活用等）

支援センターによる支援を効果的に実施するためには、都道府県が主体的に関わり、支援センターと地域の医療等に関わる関係者による連携体制を構築することが不可欠となる。そのため、運営協議会等の場を活用するなどして、都道府県の医師会、看護協会、病院団体、社会保険労務士会、医業経営コンサルタント協会、都道府県労働局その他地域の実情に応じた関係機関との連携体制を構築することが求められること。

・ 事務処理体制

上記に掲げる取組が円滑かつ適切に実施できるよう事務処理体制を適切に整備することが求められること。

エ 支援の実施手法

a 多様な支援手法

支援センターによる支援の実施手法としては、医療勤務環境改善マネジメントシステムに基づき、各医療機関におけるPDCAサイクルによる勤務環境改善の取組の促進をより効果的に図る観点から、

- ・ 医療勤務環境改善マネジメントシステムの導入支援のための集合研修・説明会・ワークショップの実施
- ・ 各医療機関からの個別の相談対応
- ・ 各医療機関への訪問支援
- ・ 各医療機関への個別ニーズに応じ、他の支援機関との連携支援など、個々の支援ニーズに応じ、柔軟な手法を講じることが求められること。

b 関係機関・関係団体と連携・協働した支援

支援センターによる支援に当たっては、関係行政機関はもとより、関係団体等と十分に連携・協働した上での支援を行うことが求められること。

また、求められる支援内容によっては、支援センターに配置されているアドバイザーによる相談のみでは対応が困難な場合が想定されるが、そうした場合には、関係団体の取組との連携、他の専門的知識を有するアドバイザーの派遣や関係する支援機関と連携・協働した支援を行うなど、支援センターがワンストップ性を発揮し、関係機関との「ハブ機能」を果たすなどして的確な支援が実施されるよう配慮願いたいこと。

なお、支援に当たっては、こうした連携を図った上で、さまざまな公的な相談制度や補助制度・支援制度等の活用も視野に入れることが求められるが、その例としては、下記のようなものが考えられること。

[支援センターとの連携が想定される各種相談支援制度・アドバイザー機能の例]

- ・女性医師バンク・女性医師支援相談窓口の相談員（都道府県等）
- ・地域医療支援センター（都道府県）
- ・ナースセンター就業相談員（都道府県看護協会ナースセンター）
- ・雇用均等指導員等（都道府県労働局）
- ・ハローワークのアドバイザー（ハローワーク）
- ・メンタルヘルス等に関する相談員（産業保健総合支援センター）
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策推進センター（商工会議所など） 等

[活用しうる各種支援制度の例]

- ・消費税を財源とした「新たな財政支援制度」として新たに各都道府県に創設される「地域医療介護総合確保基金」を活用した医療機関に対する助成制度等（院内保育所の設置費、運営費、医療機関等での医療クラークや看護補助者の配置やその活用に関する研修、ICTシステム導入等に対する財政支援、救急医や産科医等の処遇改善を図る医療機関等に対する財政支援、その他関連する支援等）
- ・労働時間等の改善・向上に取り組む医療機関を対象とした助成金（職場意識改善助成金）その他の都道府県労働局関連の助成金（各都道府県労働局）
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出・公表制度

- ・上記計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした企業が「子育てサポート企業」として認定され、次世代認定マーク（くるみん）の利用が可能となる制度及び認定企業への税制措置制度
- ・従業員の職業生活と家庭生活との両立支援に取り組む事業主などを支援する「両立支援助成金」制度 等

c ホームページの活用

厚生労働省において、医療機関において取組が行われた勤務環境改善に関する好事例等を紹介するホームページを開設する予定であるので、支援センターでの支援に当たっては、積極的に活用いただきたいこと。なお、当該ホームページについては、追って、その詳細等をお知らせすること。

d 医業経営面での研究成果等の活用

医療機関への支援に当たっては、医業経営面でのノウハウが不可欠であるが、厚生労働省の委託研究事業（医療施設経営安定化推進事業）として実施された過去の研究成果等が厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyou/igyokeiei/anteika.html>）に公表されているので、活用いただきたいこと。

(3) 医療勤務環境改善支援センター運営協議会

医療機関の勤務環境改善を効果的に支援するためには、支援センターの責任主体である都道府県の主催の下、地域の関係者が連携して支援センターの運営を図ることが必要となる。

このため、おおむね、次のメンバーを含む地域の実情に応じた構成により、医療勤務環境改善支援センターの運営に関する協議の場として運営協議会を設置いただきたいこと。

- ・ 医師会、看護協会、病院団体等の地域の医療関係団体
- ・ 社会保険労務士会、医業経営コンサルタント協会等医療機関の支援を行う関係団体
- ・ 都道府県労働局等の関係行政機関
- ・ その他地域の実情に応じて必要と判断する関係者

運営協議会の設置方法としては、新たに会議を設置する方法によるほか、既存の医療対策に関する協議会を活用する方法（既存の会議に

部会を設置する方法等を含む。)等も含め、地域の実情に応じた柔軟な方法を検討いただきたいこと。また、運営協議会の庶務(事務局)については、支援センターが担うことも可能であるが、その場合であっても、都道府県は、運営協議会の運営に主体的に関与することが必要であること。

また、運営協議会の協議事項としては、手引書の周知方法、医療機関に対する支援方法、第二の3③(5)ウに記載する年次活動計画に関すること等が想定されるものであること。

(4) 支援センターの運営財源

ア 医業経営アドバイザー関連経費

第二の3③(2)ウに記載したとおり、医業経営アドバイザー関連経費については、消費税を財源として各都道府県に創設される「地域医療介護総合確保基金」の活用が可能であるので、基金に関する計画に盛り込むなど、引き続き、所要の手続を進めていただきたいこと。

イ 医療労務管理アドバイザー関連経費

第二の3③(2)ウに記載したとおり、医療労務管理アドバイザー配置に要する経費(関連する事務費を含む。)は、都道府県労働局の委託事業によることとしているので、引き続き、所管の都道府県労働局との十分な連携・協議を行っていただくようお願いしたいこと。

(5) その他の留意点

ア 医療機関の勤務環境改善に要する助成

消費税を財源として各都道府県に創設される「地域医療介護総合確保基金」については、支援センターの運営費のみならず、都道府県の判断により、勤務環境改善計画に基づく各医療機関の取組に対しての助成にも活用することが可能であるので、引き続き、積極的な活用を検討いただきたいこと。

イ 本年度における留意点

支援センターについては、本年10月1日に医療従事者の勤務環境の改善に係る医療法の関係規定が施行され、都道府県において勤務環境改善の支援拠点の確保に努める義務が開始することにかんがみ、

各都道府県におかれては、可能な限り、本年度中に設置していただきたいこと。

支援センターが未設置の都道府県においては、都道府県労働局の委託事業として、社会保険労務士等による「医療労務管理相談コーナー」を暫定的に設置することとしているが、この場合、可能な限り、本年度中に支援センターを発足させ、暫定的な体制を解消することが求められる。支援センターの発足に当たっては、都道府県労働局の事業である「医療労務管理相談コーナー」業務の支援センターへの円滑な移行等を図る方策等について、都道府県労働局をはじめ、運営協議会を活用するなどして、地域の関係者との密接な連携を図っていただきたいこと。

ウ 年次活動計画の策定について

医療勤務環境改善の取組を円滑に進めるため、「医療勤務環境改善支援に向けた年次活動計画の策定等について（依頼）」（平成26年6月27日厚生労働省医政局総務課事務連絡）により、各都道府県に対し、下記の内容を盛り込んだ本年度における年次活動計画を策定し、策定後には地域の関係者間で共有するとともに、速やかに厚生労働省へ提出することを依頼したところである。

（年次活動計画に盛り込む内容）

- ・ 本年度中に手引書に基づき勤務環境改善計画を策定する医療機関の割合等の地域における達成目標
- ・ 手引書の周知方法
- ・ 手引書に基づく改善計画に取り組む医療機関に対する支援方法（例：アドバイザー派遣等の訪問支援、支援センター等での相談対応、地区別合同相談会等）
- ・ 支援センターの設置時期、設置方法、予算確保の見通し等
- ・ その他、各医療機関における勤務環境改善計画策定状況の把握、当該計画に基づく勤務環境改善に関する取組等の円滑な実施に必要と考えられる事項（例：計画策定後のフォローアップ等）

年次活動計画については、毎年度、各都道府県で策定し、厚生労働省へ提出していただくことを想定しており、上記の「年次活動計画に盛り込む内容」も含めた来年度（平成27年度）における年次活動計画の策定等を別途依頼する予定であるので、あわせて御了知い

ただきたいこと。

④ 秘密漏えいの禁止（第30条の15第4項関係）

第二の3②による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、法令に基づく場合等の正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

4 国による協力（医療法第30条の16関係。平成27年4月1日以降は第30条の21）

国は、第二の3①の都道府県の事務の適切な実施に資するため、都道府県に対し、必要な情報の提供その他の協力を行うものとする。

厚生労働省では、医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する調査研究、普及啓発、情報発信についての検討等を行っているところであり、今後、各都道府県に対して、これらに関する情報提供や協力依頼等を行っていく予定であるので、御了知いただきたいこと。

医政総発1010第1号
医政地発1010第1号
医政医発1010第3号
医政歯発1010第1号
医政看発1010第1号
平成26年10月10日

都道府県医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
（公印省略）
厚生労働省医政局地域医療計画課長
（公印省略）
厚生労働省医政局医事課長
（公印省略）
厚生労働省医政局歯科保健課長
（公印省略）
厚生労働省医政局看護課長
（公印省略）

医師及び看護師等の医療従事者に係る有料職業紹介事業の利用に係る
問題を防止するための取組の周知について

近年、医師及び看護師等の医療従事者の不足に伴い、医療機関において医療従事者の確保が困難となっている状況を受けて、一部の民間有料職業紹介事業者（以下「職業紹介事業者」という。）を利用した医療機関が対応に苦慮する事例が見られるところ
です。

今般、当省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課において、職業紹介事業者と医療機関等との間の問題の防止を図るため、下記のとおり取組をとりまとめたとの連絡がありましたので、内容について御了知いただきますようお願い申し上げます。



記

1. リーフレットの作成・周知

職業紹介事業者と医療機関等との間の問題を未然に防止するため、医療機関等が職業紹介事業者を利用する際の注意点等をまとめたリーフレットを作成し、本省のホームページ等を通じて周知を図ること。

(参考) リーフレットを掲載しているURL

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000060813.pdf>

2. 医療機関等からの相談対応の強化

医療機関等から職業紹介事業者の利用に係る相談や問合せがあった場合には、各都道府県労働局需給調整事業担当部課室において迅速・丁寧に対応する体制を整えること。